

令和4年3月14日

「著作権法施行令の一部を改正する政令案」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の実施について

この度、「著作権法施行令の一部を改正する政令案」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集を実施しますので、お知らせします。

1. 趣旨

この度、文化庁では、「著作権法の一部を改正する法律」（令和3年法律第52号）に基づき、著作権法施行令及び著作権法施行規則の一部を改正する予定です。

このため、本件に関し、行政手続法第39条に基づき、意見募集を実施いたします。詳細については、別紙、意見募集要領を御覧ください。

2. 実施期間（予定）

令和4年3月14日（月）～令和4年4月12日（火）

3. 対象となる資料

「著作権法施行令の一部を改正する政令案」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

4. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載又は文化庁著作権課における資料配布。

（※e-Govのリンクは以下のとおり）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（担当）
文化庁著作権課法規係
電話：03-5253-4111（内線2775）
Eメール：chosaku@mext.go.jp